

# 後期高齢者医療に関するお知らせ

## 後期高齢者医療の保険料決定通知書が届きます

7月上旬に平成31年度(令和元年度)の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。

### 【保険料のお支払い方法】

- ・特別徴収(年金から天引き)
- ・普通徴収(口座振替または納付書での納付) ※特別徴収とならない方のみ

納付書が同封されている方は、納め忘れがなく、納付の手間のない、便利で安心な口座振替がおすすめです。口座振替ご希望の方は、以下のものをご用意の上、町民課⑤窓口へお越しください。

※口座振替の手続きに必要なもの・・・届いた納付書一式、通帳、通帳印

## 平成31年度(令和元年度)の保険料軽減措置について

後期高齢者医療制度は、所得の低い世帯の方の保険料を軽減する次のような措置が設けられています。

### (1) 均等割の軽減

世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計額	軽減割合
33万円以下の世帯	8.5割
33万円以下の世帯で被保険者全員が所得0の世帯(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算)	8割
$33万円 + 28万円 \times \text{世帯の被保険者の数}$	5割
$33万円 + 51万円 \times \text{世帯の被保険者の数}$	2割

### (2) 会社の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被扶養者であった方で、制度加入後2年を経過していない方については、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません。(低所得軽減にも該当する方は、軽減額の大きい方が適用されます。)

<注意> ※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

※平成31年4月1日時点で、既に制度加入後2年を経過している方の均等割額は、世帯の所得によって軽減判定されます。

## ジェネリック医薬品(後発医薬品)に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を300円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。(7月・1月送付予定)

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品と効き目や安全性が同等であると証明され、厚生労働省が承認した安価な薬です。

主治医や薬剤師に相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。